

理事・監事及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人龍鳳の理事・監事並びに評議員の報酬等について定めるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第2条 理事が理事会に出席したとき及び評議員（理事を兼ねる評議員を含む）が評議員会に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支払うことができるものとする。

2 交通費は、実費を支給することができるものとする。

(監事の報酬)

第3条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができるものとする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができるものとする。

3 交通費は、実費を支給できるものとする。

(役員勤務報酬)

第4条 理事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができるものとする。

2 交通費は、実費を支給することができるものとする。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

1 平成16年4月1日より施行する。

2 平成20年4月1日より施行する。

3 平成25年1月1日より施行する。

別表1 (日額)

名 称	報 酬 (※)
理事会出席報酬	5,000円
評議員会出席報酬	5,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表2 (日額)

名 称	報 酬 (※)
監事監査指導報酬	10,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表3 (日額)

名 称	報 酬 (※)
理事業務報酬	5,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする